

1. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもの。

「新潟市総合計画」、「新潟市環境基本計画」と整合を図り、廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるもの。

計画実施のための具体的事項は毎年度策定する実施計画で定める。

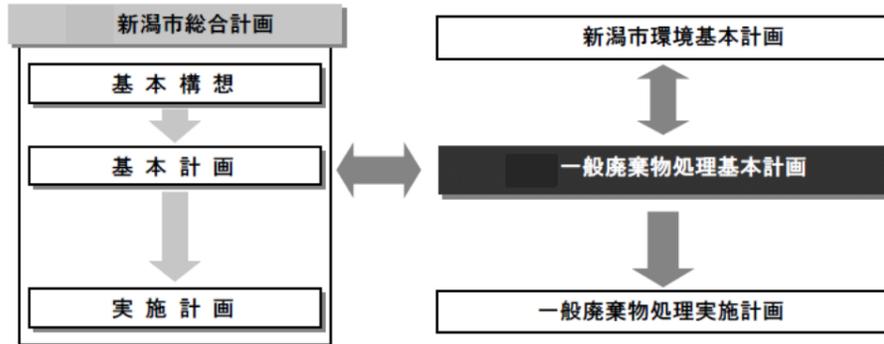


図 1 計画の位置づけ

2. 現計画の概要

(1) 計画の策定過程

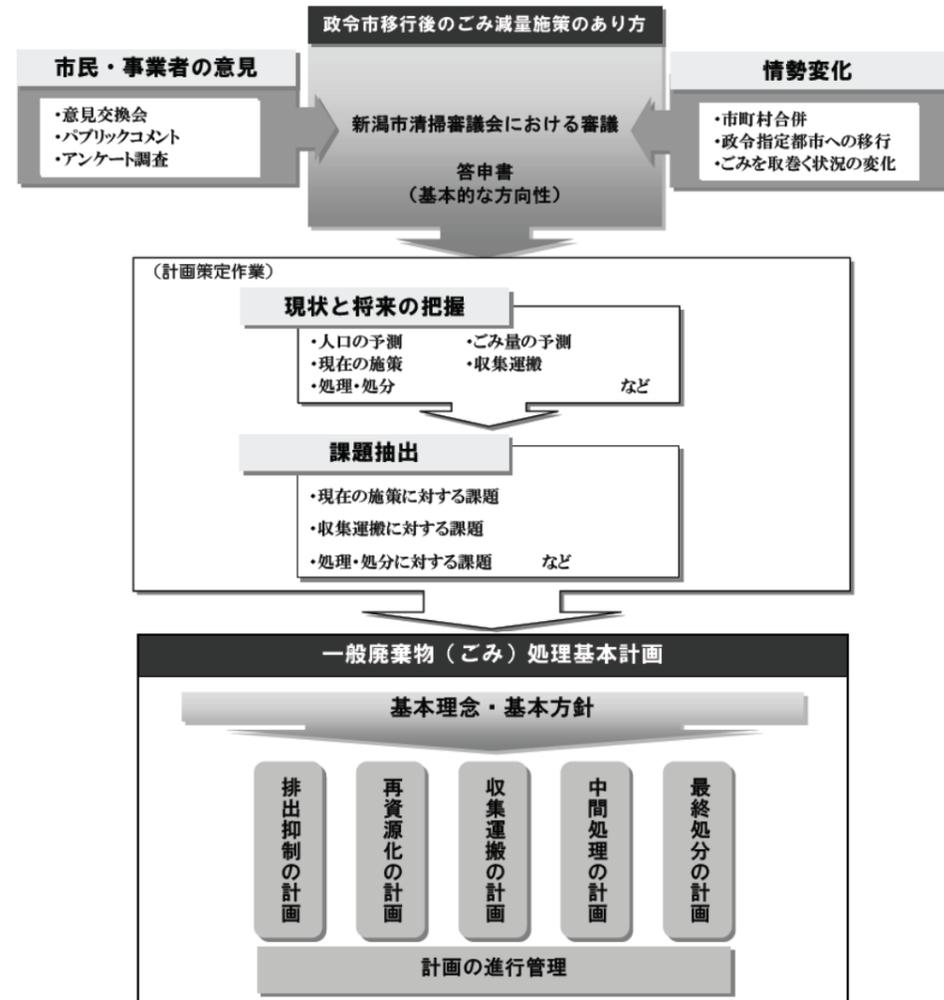


図 2 計画概要

(2) 計画期間

平成 19 年度から平成 26 年度まで。

ただし、平成 23 年度までを短期計画期間とし、状況を踏まえ計画を見直す。

(3) 目標と方針

基本理念

「市民・事業者・市の協働のもと、ともしつくる環境先進都市」

基本理念に向けた数値目標

区 分	平成17年度	平成23年度 (中間目標)	平成26年度 (最終目標)
家庭系ごみ量 <sup>1</sup>	671g	570g ( 100g)	570g ( 100g)
リサイクル率 <sup>2</sup>	17.80%	23.0% (+5%)	26.0% (+8%)
最終処分量	47,074t	39,000t ( 8,000t)	32,000t ( 15,000t)

※1 家庭ごみ量:「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の合計

※2 リサイクル率=資源化量/総排出量

数値目標達成に向けた5つの基本方針

- 基本方針 1 ごみを減らす仕組みづくりの推進
- 基本方針 2 家庭系ごみの分別拡充と有料化の推進
- 基本方針 3 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進
- 基本方針 4 違反ごみ対策と不法投棄対策の拡充
- 基本方針 5 収集・処理体制の整備